

Deloitte.



2022

税務コンプライアンス
カレンダー



NHAM DAN 2022 新年明けましておめでとうございます。

デロイトベトナムは、新しい1年が素晴らしい年になるように、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

新年を迎えるにあたり、2022年における**税務コンプライアンスカレンダー**をご紹介します。本カレンダーは、2022年1月現在の税務管理規則に基づいて作成されております。貴社の税務コンプライアンスの適切な遵守、将来の税務リスクの軽減のため、本カレンダーをお役立ていただければ幸いです。

デロイトベトナムでは、貴社の継続的なご発展を、サポートさせていただきますことを願っております。

New Year is coming to us

With Health and Peace to all families

Spring grows many new hopes

In your path Deloitte will accompany

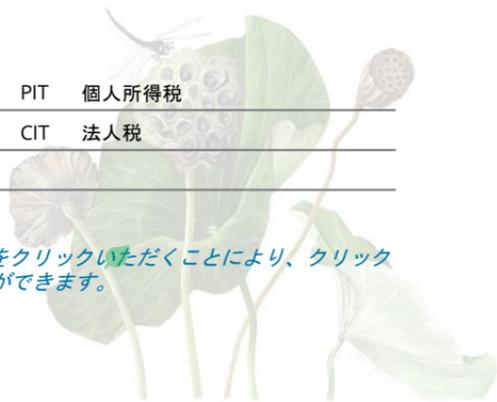
カラーコード

	<ul style="list-style-type: none">・ 祝日
	<ul style="list-style-type: none">・ 月次のVAT、PIT、FCWTの申告及び支払
	<ul style="list-style-type: none">・ 四半期ごとのVAT、PITの申告及び支払・ 四半期ごとのCITの支払
	<ul style="list-style-type: none">・ 年次PIT、CITの確定申告及び支払・ 年次移転価格申告
	<ul style="list-style-type: none">・ 月次の社会保険、健康保険、失業保険の支払
	<p>雇用マネジメント：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 失業保険への拠出に関する年次レポート・ 従業員の変動に関するレポート・ 労働災害に関するレポート・ 外国人労働者の雇用に関するレポート

略称

SHUI	社会保険、健康保険、失業保険	PIT	個人所得税
VAT	付加価値税	CIT	法人税
FCWT	外国契約者税		

カレンダーの間の位置しておりますアイコンをクリックいただくことにより、クリックした月のカレンダーに表示を切り替えることができます。



01

MON	TUES	WED	THUR	FRI	SAT	SUN
					01  西暦の元旦	02
03	04	05	06	07	08	09
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
	31  旧正月					

04

- 2021年における外国人労働者の雇用に関する年次レポート

07

- 2021年における労働災害に関する年次レポート

14

- 2021年における失業保険への拠出に関する年次レポート

20

- 2021年12月における月次VAT、PIT、FCWTの申告及び支払

28

- 2022年1月における月次のSHUIの支払

02

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	01 	02 	03 	04 	05	06
	旧正月	旧正月	旧正月	旧正月		
07	08	09	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

1-2

3-4

5-6

7

- 四半期ごとの CITの支払
- 2021年第4四半期における、四半期ごとの VAT、PIT申告及び支払

21

- 2022年1月における月次のVAT、PIT、FCWTの申告及び支払

7-8

9-10

11-12

28

- 2022年2月における月次SHUIの支払



03

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	01	02	03	04	05	06
07	08	09	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21

- 2022年2月における月次のVAT、PIT、FCWTの申告及び支払

31

- 年次PIT（企業による提出）、CIT（TPフォームを添付）の確定及び支払（2021年12月31日終了年度分）
- 2022年3月における月次のSHUIの支払



04

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				01	02	03
04	05	06	07	08	09	10 フンヴォン王の 命日
11 フンヴォン王の 命日	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30 南部開放記 念日	

1-2

3-4

5-6

20

- 2022年3月における月次のVAT、PIT、FCWTの申告及び支払

7-8

29

- 2022年4月における月次のSHUI支払

9-10

11-12



05

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						01  メーデー
02  メーデー	03  メーデー	04 	05	06	07	08
09	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



04

- 四半期ごとのCITの支払
- 2022年度第1四半期における、四半期ごとのVAT、PIT申告及び支払
- 個人の2021年度における年次PIT確定及び支払。

20

- 2022年4月における月次のFCWT、VAT、PIT申告及び支払

31

- 2022年5月におけるSHUI支払

06

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
		01	02	03	04	05
06	07	08	09	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

1-2

3-4

5-6

03

- 2022年の従業員の變動に関する中間レポート

20

- 2022年5月におけるFCWT、VAT、PITの申告及び支払

7-8

9-10

11-12

30

- 年次CIT確定申告（TPフォームを添付）及び支払の確定、支払（2022年3月31日が決算日の場合）
- 2022年6月における月次のSHUI支払



07

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				01	02	03
04	05	06	07	08	09	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



04

雇用マネジメント：

- 労働災害に関する中間年次レポート
- 外国人労働者の雇用に関する中間年次レポート

20

- 2022年6月における月次VAT、PIT、FCWTの申告及び支払

29

- 2022年7月における月次のSHUI支払

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
01	02	03	04	05	06	07
08	09	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1-2

3-4

5-6

01

- 四半期ごとのCIT支払
- 2022年第2四半期における、四半期ごとのVAT、PITの申告及び支払

22

- 2022年7月における月次VAT、PIT、FCWTの申告及び支払

7-8

9-10

31

- 2022年8月における月次のSHUI支払



11-12

09

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			01 !建国記念日	02 !建国記念日	03	04
05	06	07	08	09	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

20

- 2022年8月における月次VAT、PIT、FCWTの申告及び支払

30

- CIT確定申告（TPフォームを添付）及び支払（2022年6月30日が決算日の場合）
- 2022年9月における月次のSHUI支払



MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					01	02
03	04	05	06	07	08	09
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

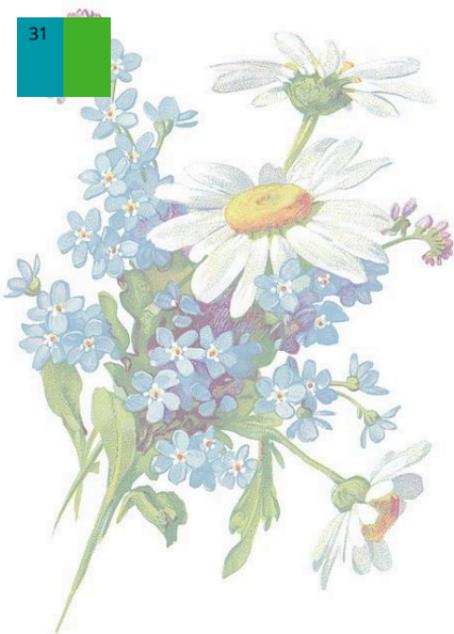
10

20

- 2022年9月における月次のVAT、PIT、FCWTの申告及び支払

31

- 2022年10月における月次のSHUI支払
- 2022年度第3四半期における、四半期ごとのVAT、PIT申告及び支払
- 四半期ごとのCIT支払



1-2

3-4

5-6

7-8

9-10

11-12

11

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	01	02	03	04	05	06
07	08	09	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

21

- 2022年10月における月次VAT、PIT、FCWTの申告及び支払

30

- 2022年11月における月次のSHUIの支払



12



MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			01	02	03	04
05	06	07	08	09	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25 Christmas Day
26	27	28	29	30	31	

4)

02

- 2022年における従業員の變動に関する年次レポート

20

- 2022年11月における月次のVAT、PIT、FCWTの申告及び支払

30

- 2022年12月における月次のSHUI支払

1-2

3-4

5-6

7-8

9-10

11-12



税務及び法務サービス



お客様がベトナムでのビジネスを開始された後、我々が包括的かつ実用的なソリューションを提供するワンストップのTaxアドバイザーとなる事を目指す上で、弊社は、技術及び業界の専門知識と共に、革新的なアイデア、グローバルネットワークを生かして、お客様に高品質なサービスを提供することをコミットしております。

1. 市場参入

新市場に参入する際には、投資家にとって多くのオポチュニティーが存在している一方で、潜在的なリスクも存在しております。

弊社の「市場参入」ソリューションパッケージでは、オポチュニティーを模索するとともに、リスクを軽減し、ベトナム市場にスムーズに対応する為に、外国人投資家に専門的な支援を提供しております。

投資アドバイザー

投資の意思決定前から投資意思決定後、正式な業務開始時点まで、ベトナムの税務上考慮すべきことや、利用可能な優遇税制について、アドバイスを提供しております。

ライセンス

ベトナムでの事業に必要な事業免許及び証明証を取得する過程において、お客様を支援させていただきます。



2. オペレーショナルエクセレンス

ベトナムの様々な税法（直接税と間接税の両方）の遵守を強化し、日常業務での節税のオポチュニティーを模索する事が我々の使命であります。

直接及び間接税のコンプライアンス

税務上の問題を引き起こす可能性のあるリスクエリアを特定し、税務コンプライアンスの目的に合わせたビジネス指向のソリューションを提供いたします。

海外駐在される従業員に対するサポートサービス

労働力のグローバルな流動性に対応する為に、専門家のシームレスなネットワークを用いて、イミグレーション及び個人所得税上の要件への対応をサポートさせていただきます。

税務上の優遇措置のスクリーニング及び計画

ベトナムへの投資に利用できる最適な税制上の優遇措置の識別、及び取得をサポートさせていただきます。

税務顧問サービス

電話、電子メール、会議を通じて定期的に専門家にご連絡いただき、契約内の時間及び料金内の中で、日常業務中における税金やビジネス上の懸念について、ご相談いただけます。



3. リストラクチャリング

市場の状況への適応、ビジネスプロセスの合理化、あるいは実効税率の引き下げのため、リストラクチャリングを行うことは、税制上のメリット及び相乗効果をもたらす可能性があります。

M&A

計画から実行及び合併統合（PMI）まで、M&Aプロセスの中で発生する様々な問題点について、弊社では多くの知見・経験を有しております。お客様がベトナムでのM&Aを進めるにあたり、様々なサポートをさせていただけると考えております。

トランザクションアドバイザー

トランザクションを実際に開始される際に、将来の潜在的なリスクを軽減する為に、税務上の影響に関する包括的な分析を実施させていただきます。

税務デューデリジェンス

買収ターゲットの潜在的な税務リスクを特定し、バイサイドとセルサイド両方において、リスクを軽減するためにアドバイスを提供させていただきます。

国際税

多国籍企業のクロスボーダー取引に関して、主要な政策改革（OECD開発など）、BEPSの適用、一方的な措置に関して、助言及びサポートさせていただきます。

4. 市場からの撤退

最終的に、投資が十分に成熟した際に、投資プロジェクトや資本の移転、利益の本国への送金、又はベトナムでの事業清算のいずれかによって市場から撤退する事を検討される場合、弊社は、そのプロセス実行のサポートをさせていただきます。

清算実行のアドバイザー

戦略的な計画の策定、コストの最適化、及びベトナムの法律の遵守をする為、清算手続きをどのように実施するかについて、助言させていただきます。

利益の本国送金に関するコンプライアンス

ベトナムの規制への準拠性の評価をサポートをさせていただくのに加え、手続きの実施につきましてもサポートさせていただきます。



投資フェーズごとにおける上記のサービスに加え、全ての投資フェーズでの移転価格、国際貿易、国内における税務調査/訴訟の対応に関しまして、以下のような広範なサービスをもとにサポートさせていただきます。

移転価格

事業運営のグローバル化に伴い、多国籍企業のグループ内取引に対して、ベトナム税務当局による監視が強化されております。我々の移転価格チームは、対象分野の専門家のグローバルネットワークに属しており、十分な専門知識及び複数の業界でのサポート経験があります。弊社の移転価格チームは、対応計画の策定、合理化、管理、解決を含むあらゆる範囲の移転価格ライフサイクルサービスの提供に取り組んでおります。

貿易オペレーション

弊社の専門家チームは、関税及び貿易規制に関する知識を有しており、複雑な規則に対して実務上どのように適用するかについて、健全で実用的なソリューションを提供した実績があります。弊社の対象分野の専門的知識は広範であり、以下が含まれております。

- サプライチェーンを最適化し、業務効率を高める為のグローバルレベルでの貿易計画
- 関税リスクの評価、関税分類、及び原産地（FTAコンプライアンス分析を含む）
- 貿易コンプライアンス；通関後の税関監査（PCA）のサポート、税関コンプライアンスを管理する為のソリューションのご提供
- 返金請求を含む税務訴訟の対応、及び解決のためのサポート、及び輸入/輸出コントロール

税務調査、訴訟対応

弊社の税務調査/訴訟対応チームには、様々な管轄当局への深い理解と豊富な経験を持っている元政府関係者が所属しております。お客様にご満足いただけるように、他社のサービスとの差別化がされており、部門を横断したサービスを提供する為に組織化されております。弊社の税務調査/訴訟対応チームは、税務/関税にかかる問題への対応として、事前の対策、税務/関税にかかる問題点の管理・解決に向けて、当局への嘆願/控訴、税金還付、会社方針の変更のサポートなど、様々な局面において、お客様を効果的にサポートさせていただきます。

Contact us

1. Tax & Legal Service



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

2. Market Leaders by segment

Japanese Services Group



Junichi Harada
Director
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com

Korean Services Group



Son Wonsik
Director
+84 24 7105 0086
wonsikson@deloitte.com

Chinese Services Group



Brian Wong
Director
+84 24 7101 4357
wchenwei@deloitte.com

European Services Group



Bob Fletcher
Director
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Deloitte Private



Pham Dinh Huynh
Director
+84 24 7105 0123
huynhpham@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

www.deloitte.com/vn
deloittevietnam@deloitte.com

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication and any attachment to it is for internal distribution among personnel of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”).

It may contain confidential information and is intended solely for the use of the individual or entity to whom it is addressed. If you are not the intended recipient, please notify us immediately by replying to this email and then please delete this communication and all copies of it on your system. Please do not use this communication in any way.

None of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.